

春日市開発行為等整備要綱について

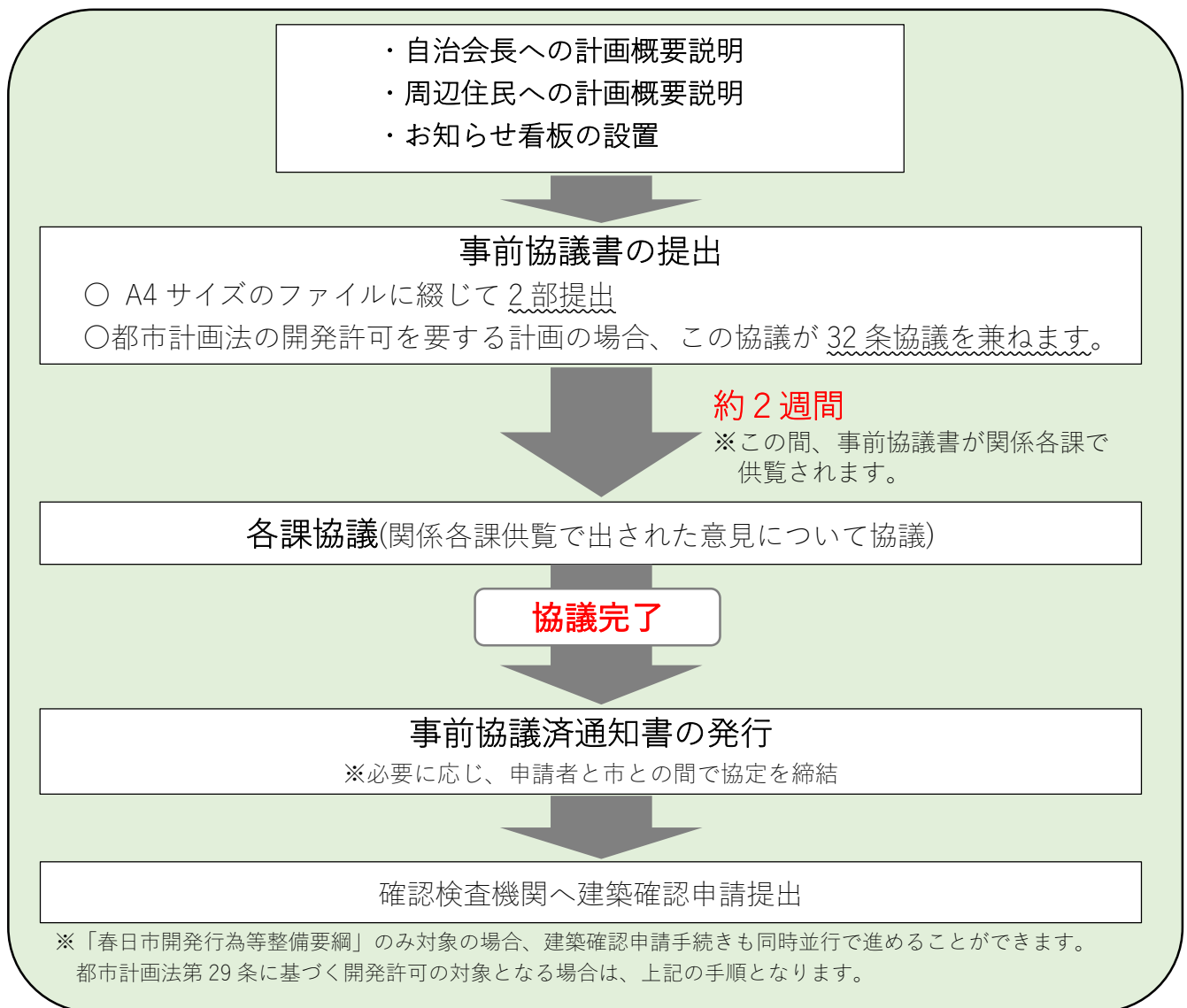
春日市では、予定建築物が以下のいずれかに該当するときには、春日市開発行為等整備要綱が適用されます。

- 1 開発行為等^{※1}の区域の面積が 1,000 m²以上^{※2}
- 2 共同住宅で、住宅戸数が 10 戸を超えるもの
- 3 建築物の高さが 10 m 以上のもの(専用住宅を除く)

※1 開発行為等とは、都市計画法に基づく開発行為のほか、建築行為をいう

※2 都市計画法に基づく開発行為を伴わない専用住宅の建築を目的とした建築行為を除く

春日市開発行為等整備要綱の手続きの流れ（イメージ）



消防・上水道については、別途、各担当機関との協議が必要です。

◀ 消 防 ▶ 春日・大野城・那珂川消防組合 092 (584) 1191

◀ 上水道 ▶ 春日那珂川水道企業団 092 (571) 7001